山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月25日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例 山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年山陽小野田市 条例第162号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則に次の1項を加える。

(小野田西地区農業集落排水施設の処理区の編入に伴う経過措置)

7 この条例に基づき負担金を賦課し、及び徴収すべき者のうち、山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(令和2年山陽小野田市条例第〇号)の施行の日前に廃止前の小野田市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成4年小野田市条例第7号)の規定により市長が小野田西地区農業集落排水施設に係る分担金を賦課し、及び徴収した受益者に対しては、第7条第1項の規定にかかわらず、当該負担金の賦課に係る土地に係る負担金を賦課しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則に1項を加え る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例による改正後の附則第6項の規定は、この条例の施行の日以後の 期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金につ いては、なお従前の例による。

## 山陽小野田市下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

改正後

附則

附則

(延滞金の割合の特例)

6 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.5パー 6 当分の間、第14条に規定する延滞金の年14.5パー セントの割合及び7.25パーセントの割合は、同条の規 定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割 合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条 第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセント の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。) が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その 年中においては、年14.5パーセントの割合にあっては その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセン トの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割 合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの 割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パー セントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの 割合)とする。

(小野田西地区農業集落排水施設の処理区の編入に伴う経 渦措置)

7 この条例に基づき負担金を賦課し、及び徴収すべき者の

(延滞金の割合の特例)

セントの割合及び7.25パーセントの割合は、同条の規 定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租 税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項 の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加 算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7. 25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下 この項において「特例基準割合適用年」という。)中にお いては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例 基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセ ントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの 割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合 を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセン トの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合) とする。

改正前

うち、山陽小野田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例(令和2年山陽小野田市条例第○号)の施行の日前に廃止前の小野田市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成4年小野田市条例第7号)の規定により市長が小野田西地区農業集落排水施設に係る分担金を賦課し、及び徴収した受益者に対しては、第7条第1項の規定にかかわらず、当該負担金の賦課に係る土地に係る負担金を賦課しない。